

## 東京大学ハラスメント相談所相談員（特定有期雇用教職員）募集要項

1. 職名及び人数：特任専門職員（特定有期雇用教職員） 2名
2. 契約期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。  
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間：採用された日から14日間
5. 就業場所：東京大学ハラスメント相談所  
※ 主に本郷キャンパス相談室（文京区本郷7-3-1）での勤務。  
週に1、2回程度、駒場キャンパス相談室（目黒区駒場3-8-1）または柏キャンパス相談室（柏市柏の葉5-1-5）での勤務あり。  
変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属：東京大学ハラスメント相談所
7. 業務内容：①ハラスメント及びこれに類する人格権侵害に関する相談・心理カウンセリング  
②ハラスメント事案に対するコンサルテーション  
③ハラスメント防止研修会講師  
④相談所における事務手続き全般  
※ 受付対応、ウェブサイト更新、各種印刷物等校正・発送作業、物品調達・経理処理等も含む  
変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8. 就業日・就業時間：週5日（月曜日～金曜日）、  
1日7時間45分（9：00～17：30 ※12：00～12：45休憩）  
※時間外労働を命じることがある。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃金等：東京大学年俸制給与の適用に関する規則の定めによる。  
※俸給（月額30万円～40万円（経験等に応じ決定））、通勤手当（要件を満たした場合支給、原則55,000円/月まで）、超過勤務手当等
12. 加入保険：文部科学省共済組合（短期給付・長期給付）、雇用保険、労災保険に加入
13. 応募資格：① カウンセリングもしくは相談業務の実務経験が概ね3年以上あり、次のいずれかの資格を有している者。  
(1) 臨床心理士 (2) 公認心理師 (3) 精神保健福祉士  
※外国の資格の場合には、資格詳細がわかる資料を別途提出のこと。  
② 「業務内容」について日本語に加え、英語もしくは中国語による遂行が可能な方を歓迎します。英語もしくは中国語による臨床業務経験があれば、提出書類①もしくは②にその旨を明記すること。
14. 提出書類：① 履歴書（任意様式）  
なお、本学様式を使用することも可。その場合は、以下のURLからダウンロードし作成すること。  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

② 職務経験及び応募にあたっての抱負（3,000字以内、形式自由）

※ 「職務経験」として履歴書に記載した各職歴に応じ、従事した職務内容や臨床経験等の詳細を記載すること。

15. 提出方法 : 上記提出書類の電子ファイルを、以下のURLにアップロードの上、下記担当までメールにてご一報ください。

[https://univtokyo-my.sharepoint.com/f/g/personal/0260686931\\_utac\\_u-tokyo\\_ac\\_jp/EokQFT7uCKxFj9riuxzS6e8Bj0PTgdrZtCgMK7yeFSrBLw](https://univtokyo-my.sharepoint.com/f/g/personal/0260686931_utac_u-tokyo_ac_jp/EokQFT7uCKxFj9riuxzS6e8Bj0PTgdrZtCgMK7yeFSrBLw)

16. 応募締切 : 令和7年1月31日（金）必着

17. 選考方法 : 書類選考後、合格者に対し面接選考を行う。

18. 採否の決定 : 個別に連絡する。

19. 問い合わせ先 : 東京大学人事部労務・勤務環境課 担当 : 大塚

E-mail : jinji.kankyo.adm<at>gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※ <at>を@に変換すること

20. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学

21. 受動喫煙防止の措置 : 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

22. その他 : ・応募書類は返却しませんので、ご承知ください。（本応募の用途に限り使用し、個人情報に正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することはいたしません。）

・選考にかかる旅費等は支給いたしません。

- ・本学は、「男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の応募を歓迎します。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。